令和６年６月10日現在

水道水質モニタリング結果

番号	採水地点		放射性セシウム濃度 (Bq/kg) 上段：^{134}Cs 下段：^{137}Cs					水源
			水道水　※１			原水　※２		
		採水日	6/6	6/13	6/20	6/6	6/13	
1	水戸市	楮川 浄水場	不検出 不検出					那珂川
2	日立市（※６）	森山 浄水場						久慈川
3		十王 浄水場						十王川
4	鹿嶋市（※５）	鹿嶋 市役所	不検出 不検出					北浦
5	東海村（※４）	外宿 浄水場	不検出 不検出					久慈川
6	桜川市（※３）	岩瀬 庁舎	不検出 不検出					西浦
7	北茨城市（※３）	中郷 浄水場						大北川
8	常陸太田市（※６）	瑞竜 浄水場						地下水
9		水府北部 浄水場						山田川

平成24年4月1日から水道水中の放射性物質に係る指標等が以下のとおり見直されました。

〇水道水中の放射性物質に係る管理目標値（水道施設の濁度管理の目標値）

・放射性セシウム（134Csと137Csの合計）：10Bq/kg

〇対象項目

・放射性セシウム（134Cs及び137Cs）

〇測定機器

・原則としてゲルマニウム半導体検出器を用いること。

・本県ではゲルマニウム半導体検出器を使用しております。

〇検出限界値

・134Cs及び137Csそれぞれについて1Bq/kg以下を確保することを目標とする。

・本県では1Bq/kg以下としております。

・不検出とは検出限界値を下回ったことを指します。

※１　水道水とは浄水場で浄水処理した水であり、県民の皆様が直接口にする水です。

※２　原水とは浄水処理前の河川水等です。県企業局でも原水を検査しホームページで公表しています。

※３　平成31年４月から測定頻度が3ヶ月に１回となりました。

※４　令和２年４月から測定頻度が3ヶ月に１回となりました。

※５　令和４年４月から測定頻度が3ヶ月に１回となりました。

※６　令和４年４月から測定頻度が3ヶ月に１回となりました。

※その他

・守谷市は、令和元年10月に浄水場を廃止したので検査終了となりました。

・茨城県南水道企業団は、令和２年４月から検査一時中断となりました。

・神栖市は、令和５年４月から検査終了となりました。